平成３０年（フ）第５２号
岐阜県各務原市鵜沼三ツ池町５丁目107番地３
債務者　大矢　雄斗
1　決定年月日時　平成30年２月23日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　稲川　博一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年５月29日午前11時
5　免責意見申述期間　平成30年５月29日まで
岐阜地方裁判所

平成３０年（フ）第１７号
愛知県知多市日長字原山８番地の２
債務者　山本　大悟
1　決定年月日時　平成30年２月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　木村　　斉
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年６月13日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成30年５月30日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第４４１号
愛知県刈谷市高津波町７丁目953番地　サンパーク森403号
債務者　木下　雅彦
1　決定年月日時　平成30年２月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小出　和之
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年６月19日午後２時５分
5　免責意見申述期間　平成30年６月５日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成３０年（フ）第７号
富山県高岡市戸出町２丁目３番56―213号　アキバハイツ３号
債務者　津里　昌博
1　決定年月日時　平成30年２月23日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月24日まで
富山地方裁判所高岡支部

平成３０年（フ）第２４号
三重県鈴鹿市南堀江２丁目24番15号　シャトル箕田202
債務者　豊里　友愛（旧姓北川）
1　決定年月日時　平成30年２月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月24日まで
津地方裁判所破産係

平成３０年（フ）第４号
三重県伊賀市依那具1963番地
債務者　長田真由美
1　決定年月日時　平成30年２月23日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月24日まで
津地方裁判所伊賀支部

平成２９年（フ）第１３１８号
京都府相楽郡精華町光台４丁目51番地２　グランメール光Ｄ棟202号
債務者　吉野　功二
1　決定年月日時　平成30年２月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月24日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成３０年（フ）第１９号
京都市山科区椥辻中在家町28番地313　エイブルパレス椥辻105
債務者　嶋崎　夢人
1　決定年月日時　平成30年２月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月24日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成３０年（フ）第１０９号
京都府八幡市八幡山路１番地
債務者　船床美代太郎
1　決定年月日時　平成30年２月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月24日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第９０号
広島県三原市皆実５丁目13番20号
債務者　中野　早希（旧姓小中・岡野）
1　決定年月日時　平成30年２月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月24日まで
広島地方裁判所尾道支部

平成３０年（フ）第１２号
広島県尾道市因島重井町907番地
債務者　奥本　智美
1　決定年月日時　平成30年２月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月24日まで
広島地方裁判所尾道支部

平成２９年（フ）第２２７号
徳島県徳島市住吉２丁目６番41号　ラーニングハイツⅡ　106、旧住所徳島県徳島市川内町上別宮北51番地の１　スカイステージ105
債務者　笹岡　澄子
1　決定年月日時　平成30年２月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月24日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第２９２号
徳島県徳島市城東町１丁目５番８―206号
債務者　吉田　一仁
1　決定年月日時　平成30年２月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月24日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第２９３号
愛媛県松山市吉藤５丁目４番26号　ジョイントM102号
債務者　家木　久男
1　決定年月日時　平成30年２月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月24日まで
松山地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第３０９号
愛媛県松山市来住町1369番地７
債務者　森山富士子
1　決定年月日時　平成30年２月23日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月24日まで
松山地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第３２３号
愛媛県松山市星岡１丁目22番２号
債務者　安永　万喜
1　決定年月日時　平成30年２月23日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月24日まで
松山地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第３３７号
愛媛県松山市来住町1369番地７
債務者　森山　翔平
1　決定年月日時　平成30年２月23日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月24日まで
松山地方裁判所民事部